

## 遠野市排水設備工事指定店の違反行為に対する処分に関する事務処理要綱

制定	平成31年4月1日	遠野市下水道事業告示第5号
一部改正	令和元年9月12日	遠野市下水道事業告示第2号
一部改正	令和3年9月17日	遠野市下水道事業告示第5号
一部改正	令和3年12月15日	遠野市下水道事業告示第6号
一部改正	令和4年3月18日	遠野市下水道事業告示第1号

### (趣旨)

第1条 この告示は、遠野市排水設備工事指定店に関する規程（平成31年遠野市下水道事業管理規程第3号。以下「規程」という。）の規定による遠野市排水設備工事指定店（以下「指定店」という。）又は排水設備工事責任技術者（以下「責任技術者」という。）が、排水設備等の工事（修繕工事を含む。以下同じ。）の施工に当たり、規程第14条第1項の規定による指定店の指定の取消し若しくは指定の効力の停止又は規程第18条第1項の規定による責任技術者の職務従事の停止等の処分を受けることとなる行為（以下「違反行為」という。）があった場合の事務処理に関し必要な事項を定めるものとする。

### (違反行為の種類及び処分の基準等)

第2条 違反行為の種類は、別表第1の左欄に掲げるとおりとする。

2 下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）は、指定店に違反行為があったときは、別表第1の左欄に掲げる違反行為の種類に対応する同表右欄に掲げる点数を付するものとし、その点数は、その点数を付された日から起算して2年を経過するまで加算の対象とするものとする。

3 管理者は、前項の規定により加算した点数が別表第2の左欄に掲げる点数（以下「処分点数」という。）に達したときは、当該指定店に対し、当該処分点数に対応する同表の右欄に掲げる処分を行うものとする。

4 前項の規定により処分を行ったときは、それぞれの処分に相応する処分点数は、当該処分の日をもって消滅するものとする。ただし、第2項の規定により加算した点数から処分点数を差し引いてもなお点数があるときは、その処分の日を起算日として加算の対象とするものとする。

### (違反行為の通知)

第3条 管理者は、指定店に違反行為があったと認められるときは、当該指定店に排水設備工事指定店違反行為届出書（様式第1号）を提出させるものとする。

2 管理者は、前項の規定による届出により指定店に違反行為があったことを確認したときは、その旨を排水設備工事指定店違反行為通知書（様式第2号）により当該指定店に通知するものとする。

### (処分の警告)

第4条 指定店に違反行為があり、第2条第2項の規定により加算した点数が100点に達したときは、管理者は、排水設備工事指定店違反行為警告書（様式第3号）により当該指定店に通知するものとする。

(聴聞)

第5条 管理者は、規程第14条第1項の規定により指定の取消しの処分を行おうとするときは、遠野市行政手続条例（平成17年遠野市条例第22号）第13条第1項第1号の聴聞を行うものとする。

2 管理者は、前項の聴聞を行ったときは、調書及び報告書を作成するものとする。

(弁明の機会の付与)

第6条 管理者は、規程第14条第1項の規定により指定の効力の停止の処分をしようとするとき、又は規程第18条第1項の規定により責任技術者の職務従事の停止の処分をしようとするときは、遠野市行政手続条例第13条第1項第2号の弁明の機会の付与を行うものとする。

2 管理者は、前項の弁明の機会の付与を行ったときは、調書及び報告書を作成するものとする。

(処分等審査委員会の設置)

第7条 指定店の違反行為に対する処分等の内容を審査するため、遠野市排水設備工事指定店処分等審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第8条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 指定店の違反行為に対する処分等に関すること。
- (2) 責任技術者の職務従事の停止に関すること。
- (3) その他管理者が特に必要と認める事項に関すること。

(組織)

第9条 委員会に委員長を置き、遠野市市営建設工事等契約予定者選定委員会の委員長をもって充てる。

2 委員会の委員は、遠野市市営建設工事等契約予定者選定委員会の委員（上下水道課長を除く。）、総務企画部管財課長及び委員長が指名した者をもって充てる。

(会議)

第10条 委員会は必要に応じて委員長が招集し、委員長は会議の議長となる。

2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

3 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(結果の報告)

第11条 委員長は、委員会において処分等の内容の適否その他所掌事項に関し決定がなされたときは、その結果を管理者に報告しなければならない。

(処分の通知)

第12条 管理者は、前条の規定による報告を踏まえて、規程第14条第1項の規定による指定店の処分又は規程第18条第1項の規定による責任技術者の処分を決定する。

2 指定店の処分又は責任技術者の処分に関する指定店への通知については、規程第14条第2項又は規程第18条第2項に定めるところによる。

(指定の更新を行った場合における指定の効力の停止期間)

第13条 規程第18条第1項の規定により指定の効力の停止を受けた指定店が、当該指定の効力

の停止期間内に指定の更新を行った場合にあっては、当該停止期間の残存期間は、更新後の指定の有効期間に引き継ぐものとする。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、指定店の違反行為に対する処分に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、廃止前の遠野市排水設備工事指定店の違反行為に対する処分に関する事務処理要綱（平成17年遠野市告示第100号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

3 廃止前の遠野市排水設備工事指定店の違反行為に対する処分に関する事務処理要綱により行われた2年以内の当該違反行為等に対する処分等については、この告示の規定による違反行為の前歴として取り扱うものとする。

附 則（令和元年9月12日 遠野市下水道事業告示第2号）

(施行期日)

1 この告示は、令和元年9月14日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日前に生じた違反行為（遠野市排水設備工事指定店の違反行為に対する処分に関する事務処理要綱第1条の違反行為をいう。）に係る点数（同要綱第2条第2項の点数をいう。）については、改正後の別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和3年9月17日 遠野市下水道事業告示第5号）

(施行期日)

1 この告示は、令和3年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。

附 則（令和3年12月15日 遠野市下水道事業告示第6号）

(施行期日)

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の遠野市排水設備工事指定店の違反行為に対する処分に関する事務処理要綱の規定は、この告示の施行の日以後に生じた違反行為（遠野市排水設備工事指定店の違反行為に対する処分に関する事務処理要綱第1条の違反行為をいう。以下同じ。）に対する処分について適用し、同日前にした違反行為に対する処分については、なお従前の例による。

附 則（令和4年3月18日 遠野市下水道事業告示第1号）

この告示は、令和4年3月18日から施行する。

別表第1（第2条関係）

違反行為の種類	違反点数	
	工事指定店	責任技術者
1 次のいずれかに該当し、当該事実発生の日から15日以内にその届出をしなかったとき（規程第8条各号）。		
(1) 名称又は組織を変更したとき。	10点	
(2) 代表者に異動があったとき。	10点	
(3) 責任技術者に異動があったとき。	10点	
(4) 店舗又は事業所を移転し、又は業務を廃止したとき。	10点	
(5) 連帯保証人に異動があったとき。	10点	
(6) 規程第2条第4号ア、エ又はオのいずれかに該当することとなったとき。	10点	
(7) 責任技術者が規程第16条第3項の規定に該当することとなったとき。		10点
(8) 前各号に掲げるもののほか、管理者に届け出た事項に重要な変更があったとき。	10点	
2 排水設備工事責任技術者証を携帯していなかったとき（規程第16条第1項）。	10点	10点
3 指定店の義務を怠ったとき（規程第9条各号）。		
(1) 指定店以外の者に指定店としての自己の名義を貸与し、又は下請負をさせて排水設備等の工事を施工させたとき。	150点	
(2) 正当な理由なく、排水設備等の工事の申込みを拒んだとき。	50点	
(3) 責任技術者以外の者に排水設備等の工事の設計及び監督をさせたとき。	150点	
(4) 排水設備等の工事の施工状況が不明のとき。	30点	30点
(5) 排水設備等の工事設計書及び材料の使用調書を5年間保存しなかったとき。	20点	
4 排水設備等の工事を担当した責任技術者を完了検査に立ち合わせなかったとき（規程第12条第1項）。	30点	30点
5 完了検査に不合格となり、管理者が指定する期間内に改修したが、再検査を受けなかったとき（規程第12条第2項）。	30点	30点
6 完了検査に不合格となり、管理者が指定する期間内に改修しなかったとき、又は改修できない状況になったとき（規程第12条第2項）	150点	150点
7 責任修理の完了後速やかに管理者に対し完了の届出をしなかったとき、又は検査を受けなかったとき（規程第13条第2項）。	30点	30点

8 責任修理を無償で行わなかったとき（規程第13条第1項）。	100点	
9 遠野市下水道条例第7条又は遠野市農業集落排水施設条例第5条に規定する排水設備等の計画又は計画変更の確認を受けずに工事をしたとき。	150点	150点
10 遠野市下水道条例第9条又は遠野市農業集落排水施設条例第8条に規定する排水設備等の工事の完了の届出を、当該工事の完了の日から5日以内にしなかったとき。	150点	150点
11 指定店の適格要件を欠いたとき（規程第2条）。	300点	
12 指定の効力の停止期間中に新たな工事を行ったとき（規程第14条第1項）。	300点	

別表第2（第2条関係）

処分点数	指定店の処分の種類	責任技術者の処分の種類
150点	指定の効力の停止1月	職務従事の停止1月
200点	指定の効力の停止3月	職務従事の停止3月
250点	指定の効力の停止6月	職務従事の停止6月
300点	指定の取消し	職務従事の停止2年

様式第1号（第3条関係）

排水設備工事指定店違反行為届出書

年 月 日

遠野市長 様

住所又は所在地

氏名又は名称及び  
代表者氏名

電話

違反行為をしたので、次のとおり届け出ます。

1 違反行為の内容等	年月日	年 月 日
	場 所	
	内 容	
2 担当した排水設備工事責任技術者氏名		
3 違反行為に至った経過		

様式第2号（第3条関係）

排水設備工事指定店違反行為通知書

年 月 日

様

遠野市長



次のとおり違反行為があったので、遠野市排水設備工事指定店の違反行為に対する処分に関する事務処理要綱第3条第2項の規定により通知します。

- 1 現認期日 年 月 日
- 2 現認場所  
(排水設備等設置場所)
- 3 確認番号 遠野市指令上下 第 号 年 月 日
- 4 排水設備等使用者氏名
- 5 違反行為の種類
- 6 点数  
今回 点  
前回までの累計 点  
合計 点

様式第3号（第4条関係）

排水設備工事指定店違反行為警告書

年 月 日

様

遠野市長



貴指定店に係る違反行為の付与点数の合計が100点以上となったため、遠野市排水設備工事指定店の違反行為に対する処分に関する事務処理要綱第4条の規定により警告します。

今後も違反行為が繰り返され、規定の処分点数に達した場合には、指定店の指定の取消し又は指定の効力の停止を命ずることがありますので、十分留意願います。

違反行為の付与点数経過

違反行為の種類	付与点数	違反行為通知年月日	備考
合計	点		